

委員会提出議案第 2 号

大口町議会委員会条例の一部改正について

大口町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 8 年 3 月 2 4 日提出

議会運営委員会委員長 倉 知 敏 美

(提案理由)

この案を提出するのは、地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 7 2 号）が平成 2 4 年 9 月 5 日に公布されたことに伴い、この条例の一部を改正する必要があるからである。

大口町議会委員会条例の一部を改正する条例

大口町議会委員会条例（昭和 3 1 年大口村条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、第 1 0 9 条の 2、第 1 1 0 条及び第 1 1 1 条」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町議会委員会条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条の規定に基づき、大口町議会の常任委員会及び議会運営委員会並びに特別委員会の設置運営について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条、<u>第109条の2、第110条及び第111条</u>の規定に基づき、大口町議会の常任委員会及び議会運営委員会並びに特別委員会の設置運営について必要な事項を定めるものとする。